

鶴岡市立櫛引東小学校

いじめ防止基本方針

はじめに		
I	いじめの問題に対する基本的な考え方	1
1	いじめの定義	1
2	関係者の役割・基本姿勢	2
3	組織体制	3
4	関係機関との連携	4
II	いじめ防止等の基本的施策	4
1	未然防止の取り組み	4
2	早期発見の取り組み	6
3	早期発見のための具体的な組織的対応の推進	6
4	いじめ発生の場合の適切な対応	7
III	教育的課題から配慮すべき児童の対応	10
1	発達障害を含む、障がいのある児童	10
2	海外から帰国した児童生徒や外国人の児童	10
3	性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童	10
4	被災児童	11
IV	重大事態への対応	11
1	基本的な対応の構造	11
2	学校による対処	12
V	教育相談体制と生徒指導体制の整備	15
1	教育相談体制	15
2	生徒指導体制	16
3	年間計画 <教育相談・生徒指導・いじめ防止対策委員会の取り組み>	17
VI	校内研修	17
1	児童理解	17
2	いじめ問題等の生徒指導に関する研修	17
VII	学校評価と教員評価	18
1	学校評価	18
2	教員評価	18
VIII	基本方針の見直し	18

鶴岡市立櫛引東小学校

令和8年4月改訂

鶴岡市立櫛引東小学校 いじめ防止基本方針

はじめに

子どもはかけがえのない存在であり、一人一人が「いのち」輝く人間として生きることが保護者や地域の人々の願いである。本校では、学校教育目標「心豊かにたくましく いのち輝く子どもの育成」の具現のため、子どもたちに自他の「生命」の尊さと人間としての「生き方」をしっかりと教え育てていく「いのち」の教育を大切にしている。

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つである。いじめは絶対に許さないという毅然とした態度を示しながらも、いじめは、どこでも起こり得ることを認識し、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速に対応できるよう、教職員が積極的に一致協力し、いじめ防止に取り組む必要がある。

このため、国において制定・策定された、「いじめ防止対策推進法」及び「いじめ防止基本方針」や、県及び市のいじめ防止基本方針等を踏まえ、「櫛引東小学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの根絶に向けた実効あるいじめ防止対策を進めるため、本基本方針を掲げるものである。

I いじめの問題に対する基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

その際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」という要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

また、好意から行った行為が意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合も法が定義するいじめに該当するため、校内組織において情報共有することは必要である。ただし、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

なお、インターネット上で悪口を書かれていても、当該児童生徒がそのことを知らずにいて、心身の苦痛を感じる等に至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

【いじめの態様】

- | | |
|---|--|
| ア | 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる |
| イ | 仲間はずれ、集団による無視をされる |
| ウ | 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする |
| エ | ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする |
| オ | 金品をたかられる |
| カ | 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする |
| キ | 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする |
| ク | パソコンや携帯電話（スマートフォンを含む）等で、誹謗中傷等の嫌なことをされるなど |

2 関係者の役割・基本姿勢

(1) 学校及び教職員の基本姿勢

- ① 自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を、「学校いじめ防止基本方針」として定める。
- ② わかる・できる授業や、一人一人を生かす教育活動の充実、さらには保護者、地域との協力体制の構築を通して、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりに努める。
- ③ いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうることを意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- ④ いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、管理職のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- ⑤ 相談窓口を明示するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童生徒一人ひとりの状況の把握に努める。
- ⑥ 教職員は、児童生徒が主体となっていじめのない学校をつくらうとする意識を育み、児童会の取り組みなど児童生徒が発達段階に応じていじめを防止する取り組みが実践できるよう指導、支援する。
- ⑦ いじめ防止等の取り組みについて、学校のホームページや学校だよりを通じて保護者や地域の方々へ報告する。
- ⑧ いじめの解決に向けて外部機関との連携が必要な場合には、警察、児童相談所等の関係機関との連携を積極的に進める。

(2) 保護者の役割・基本姿勢

- ① 常に子どもの心情に寄り添いながらその理解に努め、子どもが安心、安定して過ごせるよう愛情をもって育む。
- ② どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなり得ることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は周囲の人に相談するよう働きかける。
- ③ いじめが許されない行為であることを十分理解し、いじめが許されないことや相手を尊重することの大切さを子どもにしっかり理解させるとともに、いじめ防止の取り組みを学校と連携して進める。
- ④ いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係

機関等に相談または通報する。

(3) 子どもたちの役割・基本姿勢

- ① 自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心を持ち、自らが主体的にいじめのない関係づくりに努める。
- ② 周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努める。

3 組織体制

(1) 教育相談委員会

- ① 組織
基本方針に基づき、いじめの「未然防止」「早期発見」「認知した場合の対処」の組織として、既存の「教育相談委員会」を機能させる。
- ② 構成員
校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談担当・養護教諭・該当担任
- ③ 役割
 - ・いじめの相談・通報の窓口
 - ・いじめの疑いや問題行動などに係る情報の収集と記録
 - ・いじめを察知した場合の関係児童等に対する事実関係の聴取
 - ・指導や支援の体制・対応方針の決定
 - ・保護者との連携などの対応の組織的な実施

(2) 校内いじめ防止対策委員会

- ① 組織
PTA と連携して、いじめ防止に努める。
- ② 構成員
校長・PTA 会長・PTA 副会長・教頭・教務主任
必要に応じて生徒指導主任・教育相談担当・養護教諭
- ③ 役割
 - ・学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成
 - ・子どもの様子に関わる情報交換
 - ・いじめに関わる指導や支援の体制・対応方針の決定、共有
 - ・P D C A サイクルのもとに点検し、必要に応じて学校基本方針を見直す。
 - ・保護者との連携などの対応

(3) いじめ問題対応委員会

重大事態が発生した場合には、教育委員会との協議により、(2)の組織に加え、鶴岡市いじめ問題対応委員会より必要な人員の派遣を受け、設置する。

4 関係機関との連携

(1) 教育委員会との連携

いじめ防止等に関する活動及び解決が困難な事案など連携が必要と判断する場合には、支援あるいはいじめ支援チームの派遣を要請する。

(2) 警察、児童相談所、医療機関との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは「学校・警察連絡制度」を活用し、鶴岡警察署に報告する。また、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、警察、児童相談所等と適切に連携する。

(3) 櫛引地域の小中学校及び地域との連携

小・中学校間において、いじめに係る事実の提供や情報収集をきめ細かく行うなど、接続する小・中学校の連携の充実を図る。また、黒川駐在所連絡協議会、同窓会役員会、民生児童委員との懇談会の際に、必要に応じて情報交換をする。

II いじめ防止等の基本的施策

1 未然防止の取り組み

(1) 児童理解に基づくきめ細かな教育の推進

- ① 児童理解の努力と工夫・・・定期的なアンケート調査、面談、Q-U等の実施
- ② 学校外における児童の状況の把握・・・情報提供の呼びかけや教育相談の日の周知
- ③ ネット上のいじめの防止についての児童への指導
- ④ 組織として対応できる体制の整備・・・教育相談委員会の活動の充実
- ⑤ 個々の児童の人間関係を踏まえた児童理解と学級指導の充実

(2) 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の推進

児童の豊かな情操と道徳心を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築するための素地を養うことがいじめの防止につながることを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の推進を図る。

(3) 学校・家庭・地域における「いのち」の教育の推進

- ① 学校における「いのち」の教育の実践・・・体験活動の充実、動植物との触れ合い
- ② 家庭における「いのち」の教育の実践・・・親子の触れ合いを通じた自尊感情の高揚、
動植物との触れ合い
- ③ 地域における「いのち」の教育の実践・・・ボランティア活動・交流活動への積極的参加

(4) 児童会の主体的な活動の推進

各学校においては、「いじめは人間として許されない行為である」「いじめを見て見ぬふりをするのもいじめを助長することにつながる」等、児童へのいじめに対する理解を深めるとともに、児童会の活動において、挨拶や言葉遣い、時間の遵守など、校内生活の決まりや心得の大切さを子どもたちが共有し高め合う集団づくりに努め、児童生徒の自己有用感や

自己肯定感を育てる教育の推進を図る。

(5) 教員等の資質能力の向上

① 生徒指導に関わる資質・能力の向上

自己存在感を与え、共感的人間関係を育成し、自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助すること留意した生徒指導を行う中で、いじめに対する指導の在り方や学級経営等について研修する機会を設定する。

② 特別支援教育に係る研修

障がいの特性によるトラブルがいじめの原因になるのを防ぐため、適切な支援・指導ができる人材を育成する。

(6) P T A組織を生かした取り組みの推進

① 学校・家庭・地域の連携の推進

P T Aは、家庭・地域において児童の健全育成の中核となってきめ細かく児童を見守り、保護者同士のネットワークを活用していじめに関する情報の収集に努め、得られた情報は速やかに学校に伝達するなど、保護者と学校が情報を共有しながら、いじめ防止に努めていく。

② 家庭教育での取り組み

保護者は家庭教育の中で児童の規範意識を養い、いじめは決して許されないことであることを児童の意識に植え付ける必要がある。

(7) ネット上のいじめの未然防止

① 情報モラル教育の実施

教科、特別活動、総合的な学習の時間等を活用して、児童の発達段階に応じた情報モラル教育を意図的、計画的に行う。

② 児童及び保護者に対する啓発

児童及び保護者が、ネット上のいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、研修会を実施し、啓発の充実を図る。学校とP T A、学校保健委員会が連携したネットトラブルに対する取り組みを行う。

③ 教員の指導力の向上

教員が、ネット上のいじめの現状などの理解を深め、トラブルが発生した場合の対応を迅速、確実に行うことができるようにするために、研修会を行う。

④ 家庭でのルールづくり

各家庭において、子どものインターネット利用状況を把握し、ニュースや新聞記事等からネット上のいじめやインターネットの利用について話題にするなど、日頃から子どもと話し合う機会を設けるよう努める。また、利用についてのルールづくりやフィルタリングをかける等、ペアレンタルコントロールにより、児童がネット上のいじめの被害者にも加害者にもならないように努めていく。

2 早期発見の取り組み

(1) 見えるいじめを見逃さない努力と工夫

目に見えるいじめ、もしくはいじめの芽と思われる行為を発見した場合、その場でその行為をやめさせ、いじめられている児童の話をよく聴く。その際、被害児童の心情に寄り添って傾聴する。

(2) 見えにくいいじめに気づく努力と工夫

児童の発するサインがたとえ小さくても、いじめではないかとの疑いを持って、いじめられた児童の心に寄り添いながら声をかけ、児童の人間関係をつぶさに把握しながら積極的に確認する。また、早い段階から複数の教職員が関わり、いじめと疑われる行為を軽視しない。

(3) いじめの早期発見のための対応と取り組み

- ① いじめに対する認識・・・いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こり得る問題
- ② いじめを許さない学校と学級づくり・・・児童と保護者に対し姿勢を明確に示す
- ③ 「いじめ問題への取組チェック表」の活用
- ④ 実態把握のためのアンケート等の実施
なかよしアンケート（校内・毎月）
いじめアンケート（県教育委員会・年2回）
- ⑤ 教育相談の充実
児童・・・アンケート実施後の担任との面談
保護者・・・教育相談の日（毎月1日原則）、相談窓口の周知
- ⑥ 児童会を中心とした自主的な取組・・・いじめ防止の呼びかけ等、ぼかぼかしぐさ
- ⑦ 計画的・組織的な校内巡視の実施

(4) ネット上のいじめの早期発見

- ① 児童理解と行動観察
- ② 相談体制の整備（学校の相談窓口、県や市の関係機関の窓口や相談ダイヤル等の周知）
- ③ ネットパトロール

3 早期発見のための具体的な組織的対応の推進

- (1) 学校教職員の情報ネットワークの強化・・・いじめを発見したらすぐに校内組織に報告し、全教職員で情報を共有する。

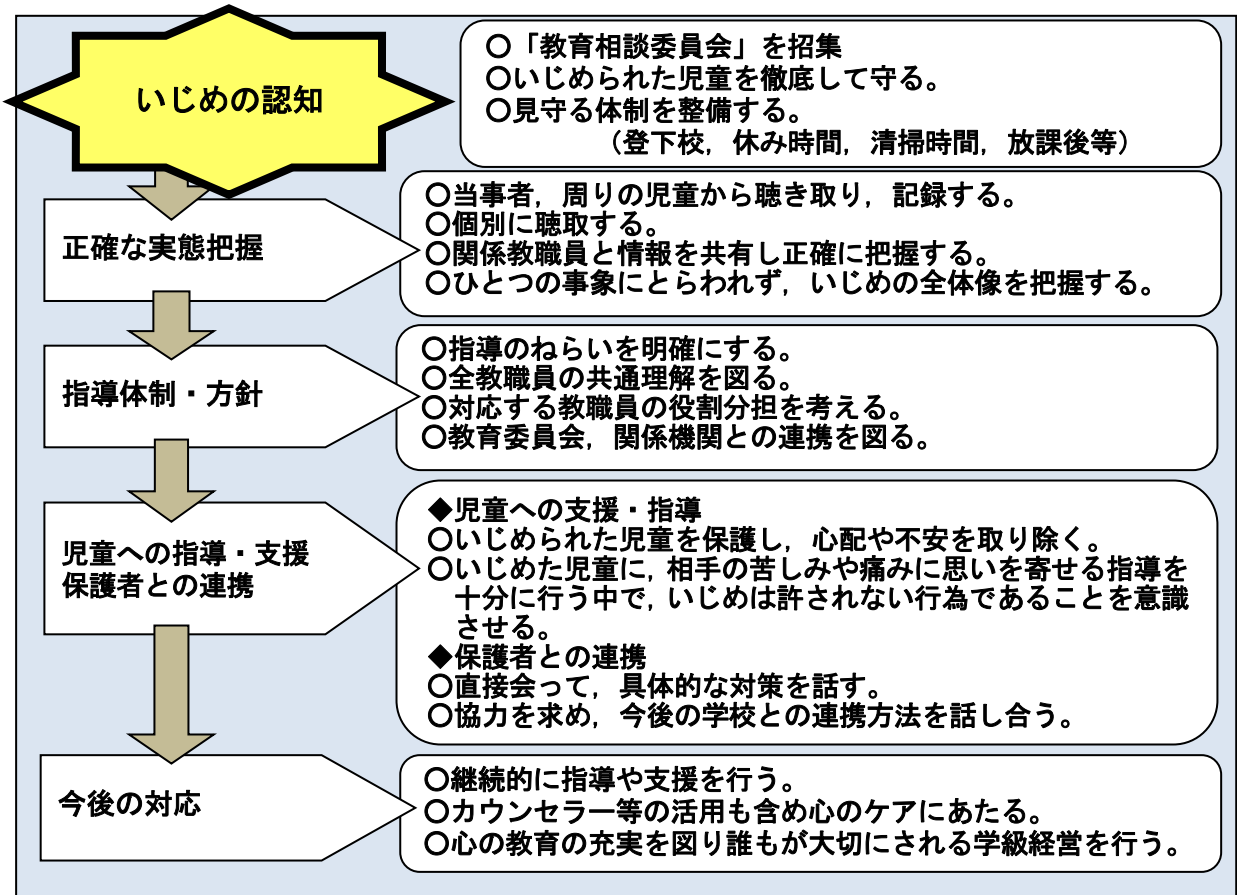
(2) 学校・家庭・地域の情報ネットワークづくり

- ① 校内のいじめに関する状況等の情報を家庭や地域に知らせて、各家庭からも指導に協力していただく。
- ② 家庭用のチェックリストを作成し配付したり、いじめに関するアンケートを保護者対象に行ったりする。
- ③ 児童生徒や保護者が相談しやすい環境づくり
ア) 生活の記録、日記等の活用
イ) 個人面談や家庭訪問の機会を活用、教育相談日の周知

4 いじめ発生の場合の適切な対応

(1) いじめ対応の基本的な流れ

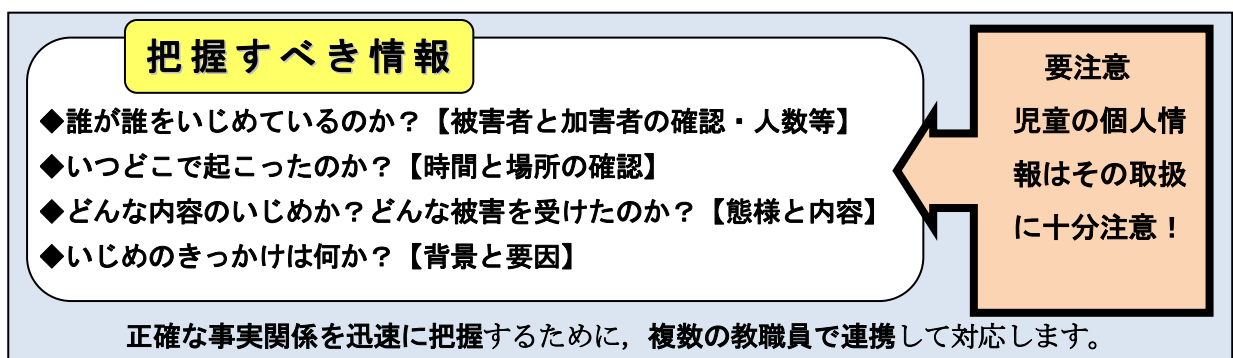
いじめを認知した場合、組織的に事案の対応にあたる。また校長は事実確認の結果について、責任を持って教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。



(2) いじめ発見時の緊急対応

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱えこまず、速やかに『教育相談委員会』に報告し、組織的に対応する。いじめを受けている児童やいじめを知らせてきた児童を守りぬくことを第一としつつ、速やかにいじめの正確な事実確認を行い、情報を共有するとともに、校長のリーダーシップのもと、指導体制や指導方針を決定する。

いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う際は、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝える等、いじめられた児童の自尊感情を損なわないよう留意する。また、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーにも十分に留意して以後の対応を行う。



ア) いじめを認知した際の対応

いじめを認知した際には、家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者へ事実関係を伝える。いじめられた児童生徒やその保護者に対し、徹底して守り通すこと等を伝え、不安を取り除く。また、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力のもと、当該児童生徒の見守りを行う等、いじめられた児童生徒の安全を確保する。

イ) いじめられた児童生徒への対応

いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童生徒を別室において指導する等、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。さらに、状況に応じて、スクールカウンセラー等の心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

②いじめた児童生徒及びその保護者への対応

ア) いじめを認知した際の対応

いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめた児童生徒に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、いじめを生んだストレスの背景にも寄り添いつつ、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

また、いじめた児童生徒に対しては、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得るなど、組織的にいじめをやめさせるとともに、ストレスの背景を理解し、適切に支援を行うことにより、その再発を防止する。さらに、事実関係を確認したら迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

イ) いじめた児童生徒への対応

いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、心身又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の不適切さや責任を自覚させる。なお、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。いじめた児童生徒への対応については、成長支援の観点から、いじめた児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めることが望ましい。

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に当該児童生徒に対して懲戒を加えることも検討する。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的な配慮を十分に行い、いじめた児童生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。また、状況に応じて出席停止制度の活用について学校の設置者と協議する。いじめた児童生徒に対して出席停止の措置を行った場合に

は、出席停止の期間における学習の支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りを支援する。

③集団へのはたらきかけ

いじめを見ていた児童生徒に対しても、傍観するその姿勢がいじめている児童生徒にとっては暗黙の支持と受け取られ、結果的にいじめを悪化・深刻化させることにつながることを理解させ、いじめを止めさせることはできなくても、教員や保護者、他の生徒に知らせることが必要であることを指導する。また、はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させ、いじめた児童生徒と同様に指導する。

なお、同調していた児童生徒はもちろん傍観していた児童生徒にも、自分の問題としてとらえさせるため、いじめられた側の苦しい気持ちを理解させたり、一人一人が具体的な行為についてどのように受け止めたらいいのかを学級全体で考えさせたり、話し合わせたりしながら、正しいことを勇気をもって行動できるように指導する。また、見て見ぬふりをするのは、いじめ行為に通じることをしっかりと理解させ、いじめは絶対に許されない行為であり、防止しようという態度を行き渡らせるように指導する。

④いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態について、文部科学省は、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があるとしている。また、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものと定義している。

2つの条件とは、

1つ、「いじめに係る行為が止んでいること」

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

2つ、「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

この定義を基にいじめが解消しているかどうかを判断する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該のいじめられた児童生徒及びいじめた児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

学校はいじめが解消に至っていない段階では、いじめられた児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまでいじめられた児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。また、解消していない事案については、県独自の調査により解決するまで追跡調査を行う。

Ⅲ 教育的諸課題から配慮すべき児童の対応

学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

1 発達障がいを含む、障がいのある児童

発達障がいを含む、障がいのある児童生徒が関わるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。

特に、障がいの特性から自分がいじめられていると認識できない児童生徒もいることから、いじめの定義にとらわれず適切な指導が必要になる場合がある。また、発達障がいの児童生徒が、相手の迷惑になることがわからなかったり、興味を引くために極端な行為を行ったりすることから、加害者になる可能性があることも忘れてはならない。

指導の際の教職員の何気ない言動が、当該児童生徒にとって予想以上に強いストレスを感じる言動として受け取られる場合もある。校内研修や職員会議等、その児童生徒の障がいを理解し、適切な対応を学び、指導のあり方について、教職員全体で共通理解を深める場の設定も考慮していく。

2 海外から帰国した児童や外国人の児童

海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の違いから、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの違いからいじめが行われることがないように、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

当該児童生徒に対する支援を行うにあたっては、教師を初めとする大人が当該児童生徒を理解し尊重することが大切である。さらに、当該児童生徒の課題を集団全体の課題として共有させることにより、周囲の児童生徒が当該児童生徒に対する興味関心を持つ姿勢につなげ、集団として多くのことを学ぶきっかけとすることも大切な視点である。

3 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童

性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障がいや性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

常日頃から生徒理解の視点を大切にし、様々な資料等（例 「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）（文部科学省）」など）から正しい知識を習得したり、積極的に研修会等で情報収集したりすることにより、教師自ら正しい理解をすることが大切である。

4 被災児童

東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（「被災児童生徒」という。）については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

本県においては、震災当時から多くの児童生徒が避難しており、当該の市町村や学校においては適切な支援が行われてきた。年月の経過とともに、被災児童生徒は減少しているが、それぞれの課題や状況を踏まえ、被災児童生徒に寄り添いながら支援を行うことが必要である。また、放射線や原発に対する正しい知識を児童生徒や保護者に対して伝えることにより、正しい理解を促していくことが大切である。

IV 重大事態への対応

1 基本的な対応の構造

- (1) 校長は重大事態（疑いがあると認められるときも含む）が発生した際は、直ちに学校の設置者へ報告する。また、当該重大事態が、生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるときには直ちに地元警察署に通報する。
- (2) 学校は、重大事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、速やかに事実関係を明確にするための調査を実施する。（初期アンケートは3日以内）この調査を行う主体や調査組織については、学校の設置者において判断する。
- (3) 学校は、上記（2）の調査を行うに当たっては、第三者の参画を得て、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- (4) 学校は、当該児童生徒及びその保護者に対し、調査結果等の必要な情報を適切に提供する。

【重大事態への対応の基本的な姿勢】

- いじめがあったのではないかという姿勢で事実に向き合う。
- 児童生徒・保護者を含め、学校全体の問題であると認識し、予断を許さず、客観的な事実関係を網羅的に明確にする姿勢を持つ。
- 調査は迅速かつ計画的に行う。
- 児童生徒及び保護者に十分説明し、了解を得ながら対応する。
- 児童生徒のプライバシーに十分配慮しつつ、必要な情報は適宜提供する。

いじめられた児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、学校が、可能な限り自らの対応を振り返り、検証することは必要となる。それが再発防止につながり、または新たな事実が明らかになる可能性もある。このため、決して、いじめられた児童生徒・保護者が望まないことを理由として、自らの対応を検証することを怠ってはならない。重大事態の調査は、いじめられた児童生徒・保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことも可能であり、学校は、いじめられた児童生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進める。決して、安易に、重大事態として取り扱わないことを選択するようなことがあってはならない。

2 学校による対処

(1) 重大事態の発生と調査

①重大事態の意味

ア) いじめにより、当該児童生徒の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認めるとき。

イ) いじめにより、当該児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「相当の期間」については、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合はこの限りではない。

＜「生命、心身又は財産に重大な被害」に該当すると想定されるケース＞

○児童生徒が自殺を図った場合

○身体に重大な傷害を負った場合

○金品等に重大な被害を被った場合

○精神性の疾患を発症した場合等

ウ) 児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときにはその時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性が高いことから、調査をしないまいじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

エ) 上記ア)～ウ)以外の事案について、各学校が重大事態として対処する必要があると判断したもの。

②重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は市教育委員会を通じて市長へ、事態発生について報告する。学校は、当該重大事態に係る対応についての経過も同様に報告するものとする。

また、当該重大事態が、生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるときには直ちに地元警察署に通報する。

③調査の趣旨及び調査主体

法28条に規定する調査は、当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

調査の主体は、学校が主体となっていく場合と、学校の設置者が主体となっていく場合が考えられるが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと学校の設置者が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、学校の設置者において調査を実施する。

なお従前の経緯や事案の特性から必要な場合やいじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、法第28条第1項の調査に並行して、市長による調査を実施することも想定しうる。この場合調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、法第28条第1項の調査主体と、並行して行われる市長による調査主体とが連携し、例えば、アンケートの収集などの初期調査を学校が中心となっていく、収集した資料に基づく分析及び追加調査を、並行して行われる市長による調査で実施する等、適切な役割分担について検討する必要がある。

④調査を行うための組織

学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、速やかに、当該重大事態に係る調査を行うため、その下に組織を設ける。

この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により、当該調査の公平性・中立性の確保を図る。

各市町村においては、重大事態が起きてから急遽附属機関を立ち上げることは困難である点から、地域の実情に応じて、平時から調査を行うための組織等を設置しておくよう促す。

公立学校における調査において、学校の設置者が調査主体となる場合、法第14条第3項の教育委員会に設置される附属機関を、調査を行うための組織とすることも考えられる。

また、学校が調査の主体となる場合、調査の迅速性を図るため各学校の既存のいじめの防止等の対策のための組織等を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて調査を実施する。

⑤事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような内容であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべきである。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るために行う。

この調査を実りあるものにするためには、学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要である。

学校は、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

ア) いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対するアンケートや聴き取り調査を行う。この際質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、いじめられた児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。また、いじめられた児童生徒の身体・心情等には十分配慮するとともに、場合によってはいじめられた児童生徒から直接聴き取りを行わないという判断をする場合もありうる。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止めさせる。

いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、関係機関とより適切に連携したりして、対応に当たる。

イ) いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などの方法により調査を行う。

ウ) 自殺の背景調査における留意事項

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。学校外のことで児童生徒が悩みを抱えていたと考えられるとしても、自殺に至るまでに学校が気づき、救うことができた可能性がある。したがっていじめが背景にあるか否かにかかわらず、学校として、適切に事実関係を調査し、再発防止策を講ずる責任を有しているということを認識する必要がある。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意するとともに、「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針」（平成26年7月文部科学省児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校は遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくことが必要である。
- 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約のもとで、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析・評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要である。状況を把握できていない段階で、早々にトラブルや不適切な対応の有無を判断したり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。

⑥その他留意事項

法第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、県基本方針Ⅱの3により、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果重大事態であると判断した場合も想定される。しかし、県基本方針Ⅱの3による実態把握のみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、実態把握のための調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行う。

また、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

(2) 調査結果の提供及び報告

①いじめを受けた児童生徒・その保護者に対する適切な情報提供の責任

学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ誰から行われ、どのような内容であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行う。

これらの情報の提供に当たっては、学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。この場合、いたずらに個人情報保護の理由に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

また、学校として、自らの対応にたとえ不都合なことがあったとしても、全てを明らかにして、自らの対応を真摯に見つめ直し、被害児童生徒・保護者に対して調査の結果について適切に説明を行う。

②調査結果の報告

学校に係る調査結果は市教育委員会を通じて市長に報告する。また調査の報告にあたっては可能な限り、当該重大事態と同種の事態の発生防止に資するものとなるよう配慮する。

上記①の説明の結果を踏まえて、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合にはいじめられた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて送付する。

V 教育相談体制と生徒指導体制の整備

1 教育相談体制

(1) 方針

- ① 子どもの状態を正しくとらえ、障害及び問題の早期発見に努めるとともに、児童自身が、知的・精神的・社会的側面において均衡のとれた発達ができるように指導助言する。
- ② 教育相談機関と連携し、より良い支援を行うための情報提供に努める。また、全職員の共通理解を図り、保護者との連携を密にして、温かい姿勢で指導に当たる。

(2) 具体的方法

- ① 定例の職員会議において、問題を抱えている児童の事例について、全職員の共通理解を図る。
- ② 気になる児童のその後について、毎週月曜日の職員打ち合わせの際に話し合う。
- ③ 毎学期1回「なかよしアンケート」を実施し、児童の実態を把握する。
- ④ 年に2回、Q-Uといじめアンケートを実施し、教育相談の充実といじめの早期発見をめざす。
- ⑤ 必要に応じて、学級ごと個人面談を行い、児童理解を深める。
- ⑥ 家庭と連携を取りやすい雰囲気や環境を作り、年6回、教育相談日を設定し、教育相談の充実を図る。
- ⑦ スクールカウンセラーを有効に活用し、児童への面談や直接指導、教職員への指導・助言を受ける。
- ⑧ 必要に応じて「教育相談委員会」を開催し、組織的に問題を解決する。
- ⑨ 外部講師を招いた校内研修会を開催し、教育相談についての知識を深める。
- ⑩ 資料や記録を累積・整理し、必要に応じて活用を図る。

2 生徒指導体制

(1) 方針

- ① 児童理解を深め、共通理解のもと、迅速に機能する生徒指導体制を確立する。
- ② 教師と児童、児童相互の人間関係を築き、自尊感情を高めながら、一人一人を生かす楽しい学級・学校づくりに努める。
- ③ 児童の主体的な体験活動を重視し、生命尊重、福祉の実践を進める。
- ④ 生活の約束を守り、安全な生活を送る習慣を身に付けさせる。
- ⑤ 家庭、地域PTA、地区育成会との連携を密にして指導に当たる。

(2) 具体的指導

- ① 明るく元気なあいさつ
- ② 思いやりの心
- ③ 生活のルール
- ④ 自主的な行動
- ⑤ 物を大切に
- ⑥ けじめのある生活

3 年間計画

☆児童会中心の取り組み		※PTA, 地域, 他機関と連携した取り組み	
月	日常的な教育相談・生徒指導	定期的な教育相談・生徒指導	いじめ防止対策委員会の取り組み
4	・全教育活動における児童理解 ・各教科や学活における「いのちの学習」の充実	・学年初発指導 ・なかよしアンケート① ・教育相談日(年6回) ・学級懇談・PTA 総会	・教育相談委員会(必要に応じ) ※いじめ防止対策委員会 (PTA 運営委員会と同日開催。 方針について共通理解を図る。)
5	・家庭や地域との情報共有 ・職員打ち合わせや職員会議	・なかよしアンケート② ・Q-U①	
6	における情報共有 ☆「東小みんなの約束」 教師と児童間の共通理解 に基づく取り組み	いじめアンケート① ※SST (SC)	・教育相談委員会 ※いじめ防止対策委員会 (PTA 運営委員会と同日開催。 実態についての情報交換)
7	☆「東小みんなのしぐさ」 児童会年間計画による主	※地域懇談会 ※SST (SC)	
8	体的な取り組み ① あいさつパス	・2学期初発指導 ・なかよしアンケート③	
9	② ぼかぼかしぐさ ③ そろり歩き ④ にこっと言葉 ⑤ かかとチェック	・前期の評価と改善 ・保護者会での情報収集 ※SST (SC)	
10	☆東小みんなの空	※SST (SC)	・保護者会で情報収集
11	☆あいさつ運動強調週間 ☆ぼかぼかタイム(水曜昼の 自主ボランティア)	・Q-U② ・いじめアンケート② ※SST (SC)	・教育相談委員会 (Q-U②分析, いじめアンケート 結果分析含む)
12	☆ぼかぼかしぐさ(合言葉募 集によるいじめ防止運動)	※PTA 研修会 (SNS) ※SST (SC)	
1	☆ゆうゆう班(縦割)活動	・3学期初発指導 ・なかよしアンケート④ ※SST (SC)	※いじめ防止対策委員会 (PTA 運営委員会と同日開催。 方針の見直しと意見交換)
2		・評価と改善 ※SST (SC) ※学級懇談会 ※民生委員児童委員, 主任 児童委員との懇談会	
3		・保護者会での情報収集	

VI 校内研修

1 児童理解

- (1) 年度当初の職員会議における児童理解
- (2) 定例職員会議での事例研修
- (3) Q-U検査実施後の研修

2 いじめ問題等の生徒指導に関する研修

- (1) 専門家を招いての「ネットトラブルに関する指導」
- (2) 学校警察連絡協議会の資料をもとに, 生徒指導の問題を共有する研修
- (3) スクールカウンセラーによるSST指導の研修

Ⅶ 学校評価と教員評価

1 学校評価

(1) 学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促されるよう、以下の項目を参考に、児童や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえその改善に取り組む。

- ① 学校におけるいじめへの対処方針や指導計画を明確にしているか。
- ② 日頃よりいじめの実態把握に努め、児童が発する危険信号等を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めているか。それら各学級の状況を学校組織として共有できているか。
- ③ 学校がいじめ防止基本方針や取組みについて、保護者や地域と共有し、理解や協力を得ているか。
- ④ いじめが生じた際に、学校全体で組織的に迅速に対応する体制が整備されているか。

(2) いじめの防止等の対策のための組織は、学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめの取組みが計画どおりに進んでいるかどうかの点検や、いじめの対処がうまくいっていないケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、学校がいじめ防止の取組についてPDCAサイクルで検証を行う。

2 教員評価

(1) いじめの有無やその多寡を評価するのではなく、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組み等をしているかどうか評価する。

(2) 学級の実態に基づく評価結果を踏まえ、その改善に取り組んでいるかどうか評価する。

Ⅷ 基本方針の見直し

この基本方針は、法令、学校経営の方針、児童や地域の実態等と照らし合わせ、毎年見直しを行うものとする。